

## 日本赤十字秋田短期大学 紀要投稿規程

### (投稿資格)

第1条 筆頭執筆者は本学教員、編集委員会が認めたものとする。

### (原稿の種類)

第2条 研究論文は、総説、原著論文、研究報告、研究ノート、その他とし、未発表のものに限る。  
口頭発表した論文の場合は発表学会名を、研究費の助成を受けた場合はその旨を明記する。

### (倫理的配慮)

第3条 研究は倫理的に配慮し、その旨を本文中に明記する。

### (原稿の採否)

第4条 原稿の採否は査読を経て編集委員会が決定する。その場合、原稿の修正および原稿の種類の変更を求めことがある。

### (原稿の体裁)

#### 第5条

- 1) 原則として論文は和文とし、400字詰め原稿用紙横書き、またはワードプロセッサー使用の場合、A4判用紙に22字×46行で印字する。
- 2) 原稿の一枚目には、以下の事項を付し掲載する。
  - (1) 原稿の種類(投稿規程 2の分類)
  - (2) 表題(40字以内)
  - (3) 著者名
  - (4) 要旨(和文400字前後)
  - (5) キーワード(5語以内)
  - (6) 英文抄録(表題、著者名、キーワード、300words前後の要旨)
  - (7) 著者の所属、職名
  - (8) 発表学会名(学会発表をした場合)
  - (9) 研究助成先(研究助成を受けた場合)
- 原稿の二枚目以降は、以下の内容を順に記載する。
  - (10) 本文
  - (11) 引用・参考文献
  - (12) 図、写真、表
- 3) 論文の長さは、図表、引用文献を含めて、20,000字以内とする。
- 4) その他執筆要領の詳細は別に定める。

### (原稿の提出)

第6条 オリジナル原稿およびコピー1部を提出する。

ワードプロセッサー作成原稿の場合、使用ソフトを明記した3.5インチのフロッピーディスクを添付する。

### (校正)

第7条 著者校正は原則として第二校正までとする。校正時の大幅な追加、修正は原則として認めない。

### (著作権)

第8条 著作権は本学に帰属する。

### (別刷り)

第9条 別刷りは30部まで無料とする。

附則 この規程は平成9年12月16日より施行する。

附則 この規程は平成16年1月20日より施行する。

附則 この規程は平成16年10月19日より施行する。